

## 穴水町チャレンジ支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震により町内の事業所及び設備等が被災し経営環境が変化した事業者が新たなチャレンジを実施することを支援するため、当該事業者に対し穴水町チャレンジ支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下、「交付対象者」という。）は、石川県チャレンジ支援補助金（以下、「県補助金」という。）の交付を受けた、又は交付を受けることが確定している本町に住所又は事業所を有する中小企業者又は小規模事業者（以下、「事業者」という。）であって、令和6年1月1日以前から町内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある者とする。

### (補助対象の交付要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は交付対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 政治団体
- (4) その他町長が適当ではないと認める者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、第2条に規定する交付対象者が県補助金の交付を申請し、当該補助金の補助対象となるもののうち、自己負担となる経費とする。ただし、県補助金の交付対象経費のうち、穴水町外に設備の整備に要した経費（以下、「町外経費」という。）があれば、町内に有する部分のみが交付の対象となる。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から県補助金の交付確定額を差し引いた額に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額）とし、上限を50万円とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、県補助金の交付確定通知を受けた日から30日を経過する日又は当該交付確定の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに穴水町チャレンジ支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号を掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 県補助金の実績報告書の写し及び事業内容の分かる書類の写し
- (3) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
- (4) 住民票の写し

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認めるときは、穴水町チャレンジ支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第8条 申請者は、前条の通知があったときは、穴水町チャレンジ支援補助金請求書（様式第3号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理した際は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 町長は、申請者が次の各号に該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

2 町長は、第1項の取消しをしたときは、穴水町チャレンジ支援補助金交付取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、穴水町チャレンジ支援補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて申請者にその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前条第2項の規定による取消しの決定に基づき返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第11条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、関係資料の提出を求め、または必要な調査を行うことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和7年9月19日から施行し、令和6年1月1日から適用する。